

令和6年1月教育委員会定例会会議事録

- | | | | |
|---------|--|---|--|
| 1 招集年月日 | 令和6年1月11日（木）午前10時00分 開会 | | |
| 2 招集場所 | 喜多方市役所本庁舎4階 第3委員会室 | | |
| 3 出席者 | 教育長
教育長職務代理者
二番委員
三番委員 | 佐川正人
遠藤一幸
高橋明子
長田聡子 | |
| 4 出席職員 | 教育部長
教育総務課長
学校教育課長
文化課長
中央公民館長
学校教育課主幹
文化課主幹
教育総務課長補佐
学校教育課長補佐
生涯学習課長補佐
文化課長補佐 | 遠藤紀雄
佐野仁美
佐藤潤
伊藤博之
田中勲
外島誠司
片岡洋
塚原和憲
高橋亮慈
赤城孝夫
高畑知史 | |
| 5 閉会 | 午前11時07分 | | |

1 開会

教育長 これより令和6年1月の教育委員会定例会を始めます。

2 会期の決定

教育長 続きまして、会期の決定であります、会期につきましては本日
1日としたいと思います、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということでございますので、会期につきましては本日１日といたします。

3 書記の指名

教育長 続いて、書記の指名に移ります。

書記につきましては、事務局から教育総務課課長補佐を指名したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということでございますので、書記につきましては教育総務課長補佐をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

4 会議録の承認

教育長 次に、会議録の承認に入ります。

12月定例会の会議録につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員	なし
-----	----

教育長 それではご質問等がないようですので、承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということですので、会議録は承認することといたします。

5 報告事項

(1) 行事等の報告

教育長 次の報告事項に入ります前に、本日の案件のうち、協議第7号学校プールの共同利用等の試行について及び協議第8号郷土資料館等の整備に関する方針（案）につきましては、会議を公開すること

により、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じる恐れがあります。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第7項ただし書きの規定に基づき、教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数決で議決した場合は、案件について公開しないことができるとされております。

お諮りいたします。

協議第7号及び協議第8号について、非公開で実施することとしてよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

教育長

異議なしということですので、協議第7号及び協議第8号については非公開といたします。

では、報告事項に入りますが、説明の前に加筆修正等ございましたらお願いいたします。

教育総務課長

加筆修正ございませんので、よろしくをお願いいたします。

教育長

では、(1)行事等の報告について説明をお願いいたします。

教育総務課長

前回12月の定例会開催日の12月21日から昨日までの行事等につきましては記載のとおり2件ございました。

日時、行事名、開催場所、出席者は記載のとおりですので、内容の詳細説明は省略させていただきます。

以上になります。

教育長

説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員

なし

教育長

ご質問等がないようですので、この件についてはこの程度といたします。

(2) 教育長の報告

報告第29号 共催及び後援の承認について

教育長

次に、(2)教育長の報告について。

まず、報告第29号共催及び後援の承認について、ご説明をお願いいたします。

教育総務課長

2ページをお開きいただきたいと思います。

報告第29号共催及び後援の承認についてであります。共催を1件、後援を3件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。

なお、本定例会の議案調整までに間に合ったものをご報告するものであり、使用名義はいずれも喜多方市教育委員会であります。

内容等につきましては、所管課から説明をいたします。

生涯学習課長補佐

それでは、3ページをお開きください。

まず、ナンバー1の共催であります、事業名が第51回福島県アンサンブルコンテスト、申請者は福島県吹奏楽連盟会長、開催日、会場等は記載のとおりであります。なお、当該事業の参加負担金につきましては、1グループにつき15,000円、入場料は1,000円となります。

次にナンバー1の後援であります、事業名が2024元日マラソン大会（第60回記念大会）、申請者は公益財団法人喜多方市体育協会会長、開催日、会場等は記載のとおりであります。なお、当該事業の参加費につきましては無料となります。

次にナンバー2の後援であります、事業名がみんなでニュースポーツ体験会！モルック&囲碁ボール、申請者はNPO法人喜多方市民活動サポートネットワーク理事長、開催日、会場等は記載のとおりであります。なお、この事業につきましては、ニュースポーツを通じて地域の方々と交流するイベントで、参加費につきましては無料となっております。

次にナンバー3の後援であります、事業名が若者による観光ガイド「さくらメイト2024」養成講座、申請者はNPO法人喜多方市民活動サポートネットワーク理事長、開催日、会場等は記載のとおりであります。なお、この事業につきましては、学生や若者を対象とした観光ガイド養成講座を行い、本市の歴史や文化、観光などを学んでいただくもので、4月に実施する桜まつり開催期間中に、さくらメイトとして観光案内をしていただくものになります。参加費につきましては無料となっております。

説明は以上であります。

教育長

それでは、この件に関してご質問等ございましたらお願いいたします。

各委員

なし

教育長

なければ、この件についてはこの程度といたします。

6 審議事項

議案第28号 令和5年度喜多方市教育委員会表彰について

教育長

続きまして審議事項に入りますが、説明の前に加筆修正等ございましたらお願いいたします。

教育総務課長

加筆修正ございませんので、よろしくお願いいたします。

教育長

では、議案第28号令和5年度喜多方市教育委員会表彰について、説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは4ページをご覧くださいと思います。

議案第28号令和5年度喜多方市教育委員会表彰につきまして、

喜多方市教育委員会表彰規則第2条の規定に基づき、表彰したいとするものであります。

提案理由でございますが、喜多方市教育委員会表彰規則第3条に規定する内申に基づき、表彰選考委員会において審査した結果、被表彰者について、規則第2条の規定に基づき表彰したいとするものであります。

この選考委員会につきましては、教育部長を委員長とし教育部各課長で構成するもので、去る12月12日に開催をしております。

被表彰者でございますが、別紙のとおり5ページお開きいただきたいと思っております。

令和5年度は、被表彰者が17名でございます。

表彰区分ごとにご説明をさせていただきます。

ナンバー1から7までの7名の方々は、表彰区分が(1)のア、この表彰区分につきましては、表彰規則第2条(1)に該当でありまして、さらに具体的な選定基準を定めたアにおいて、地区公民館長、スポーツ推進委員、美術館運営委員会委員を通算6年以上在任した者と定めており、それぞれこの基準に該当しておりますので表彰したいとするものでございます。

ナンバー8の方は、表彰区分が(1)のイ、この表彰区分につきましては、表彰規則第2条(1)に該当でありまして、さらに具体的な選定基準を定めたイにおいて、多年にわたり学校薬剤師として功績があったものと定めており、この基準に該当しておりますので表彰したいとするものでございます。

ナンバー9の方は、表彰区分が(6)のア、この表彰区分につきましては、表彰規則第2条(6)に該当でありまして、さらに具体的な選定基準を定めたアにおいて、学芸文化大会等の県大会以上の大会において、最上位の成績をおさめた、個人、団体と定めており、この基準に該当しておりますので表彰したいとするものでございます。

ナンバー10から16までの7名の方々は、表彰区分が(6)のイ、この表彰区分につきましては、表彰規則第2条(6)に該当でありまして、さらに具体的な選定基準を定めたイにおいて、スポーツ大会等、県大会以上の大会において、最上位の成績を収めた個人、団体と定めており、この基準に該当しておりますので表彰したいとするものでございます。

ナンバー17の方は、表彰区分が(7)に該当でありまして、この表彰区分につきましては、表彰規則第2条(7)に該当でありまして、本市の教育の振興に貢献していると認められることから表彰したいとするものでございます。なお、備考に記載の賞は、全国3位相当という成績でございます。

4 ページにお戻りいただきたいと思います。2 の表彰式について、実施要綱には原則 2 月 11 日とされておりますが、2 月 11 日は、3 連休の中日に当たることから、この辺を考慮いたしまして、3 連休の初日であります。2 月 10 日に実施したいとするものでございます。

なお、本日ご議決をいただきましたら、被表彰者などにご案内することになりますが、参考までに開始時刻は午前 10 時、会場については市役所本庁舎の大会議室を予定しております。

説明は以上になります。

教育長 それでは、この件に関しご質問等ございましたらお願いいたします。

高橋委員 要綱を見ますと 6 年以上在任とあるにもかかわらず、実際の功績年数はそれ以上で、年数にバラツキがあるようですが、6 年を経過した時点で表彰はされなかったのでしょうか。

また、学生については参考までに学校名も挙げていただければと思います。

教育総務課長 区分につきましては、すべて職を退いた方について表彰することですので、年数にバラツキがある状況でございます。

学校名の表記につきましては、次年度に向けて検討させていただきたいと思います。

長田委員 学校関係の表彰で市民以外の生徒が所属している場合は表彰に値するのでしょうか。

教育総務課長 表彰の対象者につきましては、市内に居住し、かつ、市内の小中学校高等学校に在学している方となります。

高橋委員 退任されてからの表彰というご説明がありましたが、そのように定めた要綱などがあるのかということと、在任中でも該当年数に達すれば表彰するのはいかがでしょうか。

教育総務課長 細部の基準を設けさせていただいております、退任時に表彰するとしているものがございます。

長田委員 今回のような学校の部活動の団体で、市外在住の生徒が所属している場合は、表彰に値しないことになりますでしょうか。

教育総務課長 過去にも例がございましたが、今回のような学校の部活動のメンバーの中におられる市内在住の生徒ということで整理させていただいているものでございます。

教育長 他にございますでしょうか。

各委員 なし

教育長 それではご質問等がないようですので、この件については可決してよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということですので、この件に関しては可決いたしま

した。

議案第29号 熱塩加納地区小学校統合準備委員会委員の委嘱又は任命について

教育長 続きまして、議案第29号熱塩加納地区小学校統合準備委員会委員の委嘱又は任命について、説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、9ページをお開き願います。

議案第29号熱塩加納地区小学校統合準備委員会委員の委嘱又は任命についてであります。熱塩加納地区小学校統合準備委員会設置要綱第3条の規定に基づき、熱塩加納地区小学校統合準備委員会委員を委嘱又は任命するものでございます。

委嘱又は任命候補者は、次ページの別紙のとおりです。

委嘱又は任命の期間は、委嘱の日から熱塩加納地区小学校統合準備委員会設置要綱第2条に関する協議が終了するまでとしたいとするものです。

説明は以上です。

教育長 それでは、この件に関しご質問等ございましたらお願いいたします。

高橋委員 今回のケースが、今後の市全体の適正規模適正配置のモデルのようになって、他の地区でも具体的なイメージが湧きやすいと思いますので、ぜひ周知広報といえますか、情報を発信するという意味でよろしくお願ひしたいと思ひます。

教育長 要望ということでよろしいでしょうか。

ご質問等ございますでしょうか。

各委員 なし

教育長 それではご質問等がないようですので、この件については可決してよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということですので、この件に関しては可決いたしました。

議案第30号 喜多方市美術館において収蔵する美術作品に係る諮問について

教育長 続きまして、議案第30号喜多方市美術館において収蔵する美術作品に係る諮問について、説明をお願いします。

文化課長 それでは、11ページをお開き願います。

議案第30号喜多方市美術館において収蔵する美術作品に係る諮問についてであります。喜多方市美術館条例第12条第2項の規定に基づき、喜多方市美術館において収集、保管、展示する美術作品について、喜多方市美術品収集委員会へ諮問したいとするもの

でございます。

提案理由につきましては、美術館における収蔵候補作品について、収蔵に値するかを収集委員会へ諮問し、意見を求めるものであります。

収蔵候補作品につきましては、絵画24点、版画7点の合計31点であります。候補作品の詳細につきましては別紙の資料をご覧くださいと思います。各作品の詳細の説明は割愛させていただきますが、今回の31点の寄贈作品につきましては、美術館の学芸員によりまして調査等を行っております。その調査につきましては各作品の背景ですとか、これまで市で収蔵している作品との関係性、そういった点を踏まえまして、収蔵に値するものかどうかを調査、判断をいたしまして候補作品としてまとめているというものでございます。

なお参考まで申し上げますが、現在市美術館で収蔵しております作品数、全体で現在745点となっているところでございます。

説明は以上です。

教育長

それでは、この件に関しご質問等ございましたらお願いいたします。

長田委員

収蔵数のご説明をいただきましたが、このように年々収蔵数が増えていくようなことになると、保管場所や収蔵のあり方などは問題ないのでしょうか。

文化課長

年々収蔵作品は増えておりまして、美術館の収蔵庫も満杯になってきている状況でございますので、何らかの対応をしなければならぬところですが、具体的にはこれからになります。

長田委員

やはり美術作品は温度や湿度等も大変重要になってくると思いますので、早めに対応いただきたいと思います。

教育長

他にございますでしょうか。

各委員

なし

教育長

それでは他にご質問等がないようですので、この件については可決してよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

教育長

異議なしということですので、この件に関しては可決いたしました。

8 協議事項

協議第7号 学校プールの共同利用等の試行について

教育長

次に、協議事項に入ります。

非公開案件となりますので、喜多方市教育委員会会議規則第14条ただし書き及び喜多方市教育委員会傍聴規則第5条の規定によ

り傍聴の方はご退席をお願いします。

(非公開)

協議第8号 郷土資料館等の整備に関する方針（案）について

(非公開)

9 その他

(1) 教育長及び各委員から

- | | |
|---------|--|
| 教育長 | 非公開を解きます。
傍聴の方の入室を許可します。
それでは、次にその他に入ります。
まず、私からは特にはございません。委員の方々から何かございますでしょうか。 |
| 高橋委員 | 先ほど聞き忘れてしまったことなのですが、熱塩加納地区小学校統合準備委員会において決まったことというのは、その後はどのように進められていくのでしょうか。例えば議会の議決が必要になるとか、そういった流れを教えてくださいと思います。 |
| 学校教育課主幹 | この統合準備委員会は、教育委員会が委員を委嘱し、設置するものでありまして、統合準備委員会の協議結果は教育委員会に上げられ、教育委員会で決定し、例えば校名でしたら条例案として議会に、また、校舎の改修等でしたら予算案として議会に上程しまして議決を経て実施していくという流れになります。 |
| 教育長 | よろしいでしょうか。 |
| | 他にございますでしょうか。 |
| 各委員 | なし |

(2) 事務局から

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 教育長 | それでは、次に事務局からお願いいたします。 |
| 教育総務課長 | 事務局からは特にございません。 |
| 教育長 | なければ、その他についてはこの程度にしたいと思います。 |

10 連絡事項

(1) 令和5年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

教育長	それでは、連絡事項に入ります。事務局から説明をお願いいたします。
教育総務課長	15ページをお開きいただきたいと思います。 今年度の教育委員会の会議の開催日程案等についてでございます。記載のとおりでございます。 今後の日程になります。 まず1月12日、10時半から福島市役所におきまして、県市町村教育委員会連絡協議会令和5年度第2回理事会が開催されます。教育長が対応いたします。 次に1月15日午前10時から庁議室におきまして、令和5年度第3回喜多方市総合教育会議が開催されますので、委員の皆様のご対応をお願いいたします。 それから追加になりますが、先ほどご議決をいただきました令和5年度喜多方市教育委員会表彰式を2月10日土曜日午前10時から市役所の大会議室において開催いたします。通知は後日お送りいたしますので、ご予約の方をお願いしたいと思います。 連絡事項は以上になります。
教育長	この件に関してご質問等ございますでしょうか。
各委員	なし
教育長	以上をもちまして教育委員会定例会を終了いたします。 みなさんお疲れさまでした。

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教育長 佐 川 正 人

教育長職務代理者 遠 藤 一 幸

二番委員 高 橋 明 子

三番委員 長 田 聡 子

教育総務課長補佐 塚 原 和 憲

